

5 情報収集及び広報関係

5-1 災害情報報告（防災危機管理課）

災害報告は、県における災害応急対策を決定し、災害復旧を行うための基礎となるものであるから迅速かつ的確でなければならないので、これに対応するための災害情報報告計画は、次のとおり定めるものとする。

1 報告すべき災害の範囲

報告すべき災害の範囲は、災害対策基本法第2条第1号規定により定められた災害とする。

2 報告責任者

県関係機関の長及び市町長は、災害報告のためあらかじめ報告責任者を指定しておくものとする。

3 報告の方法

報告は次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 電 話
- (3) 災害情報システム
- (4) インターネット

4 報告の内容と時期

(1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報するものとする。

なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を様式1に示す事項について報告することとし、特に人及び家屋被害を優先して報告する。

(2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式2に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにするものとする。

なお、報告にあたっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

(3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後10日以内に、様式2により行うものとする。

(4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告するものとする。

- ア 市町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- イ 市町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- ウ 避難の指示を行ったとき。

5 災害情報の収集及び報告

(1) 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

(2) 市町

ア 被害情報の収集は、関係機関、諸団体及び住民組織等に応援を求めて実施する。

特に、初期の情報は区長、組長等を通じ直ちに市町長に通報されるよう市町地域防災計画において体制を整えておくものとする。

イ 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなどして、情報収集にあたるものとする。

ウ 被害が甚大な市町において情報の収集及び状況調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県又は関係機関の応援を求めて実施するものとする。

エ 情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と充分連絡をとるものとする。

オ 市町は、収集した情報を、前述の4の(1)、(2)及び(3)の段階に応じて、所定の様式1又は様式2により、県支部に対して報告するものとする。

なお、報告にあたっての被害認定基準については、別表の基準によるものとする。

(3) 県支部

ア 支部長は災害の発生を覚知したときは、各班長を通じて積極的に情報収集にあたらせるものとし、必要に応じ、調査班を編成する等、総合的な被害調査に努めるものとする。

イ 支部長は、管内市町から情報収集及び状況調査について応援を求められたときは速やかに職員を派遣して、応援協力するものとする。

ウ 支部長は、管内市町長からの災害即報を様式2によりとりまとめ、迅速に県本部に対し報告するものとする。

(4) 県災害対策本部

ア 各対策部総括班長は、部内各班で収集した情報を、様式2にとりまとめ、事務局に通知するものとする。また必要に応じて、収集した情報を各班に関係する指定地方行政機関に通報するものとする。

イ 本部事務局は、各対策部、各支部及び関係機関からの情報をとりまとめ、本部長、各対策部及び関係機関に対し、逐次報告又は通報するものとする。

ウ 本部事務局は、収集した災害情報を、災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、別紙様式2の(1)により、逐次、内閣府（中央防災会議）及び消防庁に対して報告するものとする。

(5) 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、災害情報を状況に応じ県及びその他の関係機関に対し通報するものとする。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧したとき、県災害対策本部事務局へ通報するものとする。

別表 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼または流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数ならびに世帯数及び人員とする。	
	半壊または半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらぬ程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの	
田畑等	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう流失	市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。	
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。	
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他の公用施設	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災 害 発 生 報 告

市(町村)
 月 日 時 分
 受 信 時 刻
 発 信 者
 受 信 者

1	災害発生の日時	年	月	日	時	分
2	災害発生場所					
3	災害発生原因					
4 災 害 の 概 況	(1) 状況					
	(2) 死傷者	氏名	年齢	職業	住所	備考
	(3) 被害家屋	世帯主	年齢	職業	所在地	被害状況
5 災 害 に 対 し て 取 ら れ た 措 置	(1) 主な措置					
	(2) 避難状況	地区名	世帯数	人員	避難先	命令、自主の別、その他
	(3) 消防機関の活動状況					
ア 出動人員 消防職員 _____ 名、消防団員 _____ 名、計 _____ 名						
イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)						

中間報告・最終報告(共用)

発信機関			区 分		被害	区 分		被害	
報告番号(第 月 日 報時現在)			11	(1) 流失、埋没	h a		34 公立文教施設	千円	
報告者名			田	(2) 冠水	h a		35 農林水産業施設	千円	
受領者名			12	(1) 流失、埋没	h a		36 公共土木施設	千円	
区 分		被害	畑	(2) 冠水	h a		37 その他の公共施設	千円	
人的被害	1(1) 死者	人	そ	13	学校	箇所	38 小 計	千円	
	(2)うち 災害関連死者	人		14	病院	箇所	39 公共施設被害市町数	団体	
	2 行方不明者	人		15	道路	箇所	そ の 他	40 農産被害	千円
	3 (1) 重傷	人		16	橋りょう	箇所		41 林産被害	千円
	負傷者(2) 軽傷	人		17	河川	箇所		42 畜産被害	千円
4 全壊	棟 世帯 人	18	港湾	箇所	43 水産被害	千円			
5 半壊	棟 世帯 人	19	砂防	箇所	44 商工被害	千円			
住家被害	6 一部破損	棟 世帯 人	他	20	清掃施設	箇所	46 被害総額	千円	
		棟 世帯 人		21	崖くずれ	箇所		人的被害者の住所氏名等	
	7 床上浸水	棟 世帯 人		22	鉄道不通	箇所		45 その他	千円
		棟 世帯 人		23	被害船舶	隻			
非住家	9 公共建物	棟	火災発生	24	水道	戸			
		棟		25	電話	回線			
	10 その他	棟		26	電気	戸			
				27	ガス	戸			
				28	ブロック塀等	箇所			
			29	り災世帯数	世帯	今後の見とおし			
			30	り災者数	人	消防機関の活動状況			
			31	建物	件				
			32	危険物	件				
			33	その他	件				

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概況							
47 市町災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名				

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概況							
47 市町災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名				

中間報告・最終報告(共用)

発信機関			区 分		被害	区 分		被害		
報告 第 報 番号 (月 日 時現在)			11	(1) 流失、埋没	h a	34	公立文教施設	千円		
報告者名			田	(2) 冠水	h a	35	農林水産業施設	千円		
受領者名			12	(1) 流失、埋没	h a	36	公共土木施設	千円		
区 分			畑	(2) 冠水	h a	37	その他の公共施設	千円		
人 的 被 害	1(1) 死者	人	そ の 他	13	学校	箇所	38	小 計	千円	
	(2) うち 災害関連死者	人		14	病院	箇所	39	公共施設被害市町数	団体	
	2 行方不明者	人		15	道路	箇所	そ の 他	40	農産被害	千円
	3 (1) 重傷	人		16	橋りょう	箇所		41	林産被害	千円
	負傷者(2) 軽傷	人		17	河川	箇所		42	畜産被害	千円
4 全壊	棟	の	18	港湾	箇所	43		水産被害	千円	
	世帯		19	砂防	箇所	44		商工被害	千円	
	人		20	清掃施設	箇所					
5 半壊	棟	他	21	崖くずれ	箇所					
	世帯		22	鉄道不通	箇所	45	その他	千円		
	人		23	被害船舶	隻	46	被害総額	千円		
6 一部破損	棟	の 人 的 被 害 者 の 住 所 氏 名 等	24	水道	戸	今後の見とおし				
	世帯		25	電話	回線					
	人		26	電気	戸					
7 床上浸水	棟	消 防 機 関 の 活 動 状 況	27	ガス	戸	消防機関の活動状況				
	世帯		28	ブロック塀等	箇所					
	人									
8 床下浸水	棟	29	り災世帯数	世帯	消防機関の活動状況					
	世帯	30	り災者数	人						
	人	火 災 発 生	31	建物				件		
非 住 家	9 公共建物	棟	32	危険物	件	消防機関の活動状況				
	10 その他	棟	33	その他	件					

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災 害 の 概 況							
47 市町災害対策本部の 設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避 難 状 況							
応急措置及び救助 活動の状況							
出 動 状 況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名				

被害状況内訳書

Table with columns: 区, 分, 符号, 被害量, 被害額(千円), 備考. Rows include categories like 人的被害, 住家被害, 一般被害, 厚生関係被害, and 商工労働関係被害.

被害状況内訳書

Table with columns: 区, 分, 符号, 被害量, 被害額(千円), 備考. Rows include categories like 施設関係, 農畜産物等, 農地, 耕地関係, and 林業関係.

被害状況内訳書

Table with columns: 区, 分, 符号, 被害量, 被害額(千円), 備考. Rows include categories like 土木関係被害, 文教関係被害, and 総合計.

5-2 緊急放送要請（防災危機管理課）

災害対策基本法第57条及び第61条の3に規定する災害時における放送要請に関する愛媛県知事と日本放送協会松山放送局長、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 愛媛県知事（以下「甲」という。）が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条（法第61条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき、日本放送協会松山放送局（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知若しくは要請又は法第60条第6項の規定に基づく避難の指示等について、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信ができない場合又は著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときに、乙に対し放送を行うことを求めることができるものとする。

第3条 甲は、愛媛県内の市町長から、法第56条の規定に基づく警報の伝達若しくは警告又は法第60条第1項及び第3項の規定に基づく避難の指示等に係る放送要請の依頼を受けたときは、前条の規定に準じ、乙に対し放送を行うことを求めることができるものとする。

第4条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

1. 放送要請の理由
2. 放送事項
3. その他必要な事項

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定するものとする。

第6条 第4条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確保、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は甲及び乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

付 則

1. 本協定は、昭和39年12月1日から施行する。
2. 本協定は、平成27年2月13日から施行する。

平成27年2月13日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県
知 事

中 村 時 広

松山市堀之内五番地

乙 日本放送協会松山放送局

松山放送局長 原 田 達 也

（注）同様の協定を以下の5放送局（会社）と締結している。

放送局名	協定締結年月日 （当初締結年月日）	協定締結者
南海放送株式会社	平成27年2月13日 （昭和52年8月1日）	代表取締役社長 田中 和彦
株式会社テレビ愛媛	平成27年2月13日 （昭和52年8月1日）	代表取締役社長 羽牟 正一
株式会社あいテレビ	平成27年2月13日 （平成4年10月1日）	代表取締役社長 左納 和直
株式会社愛媛朝日テレビ	平成27年2月13日 （平成7年4月1日）	代表取締役社長 福田 正史
株式会社エフエム愛媛	平成27年2月13日 （昭和57年6月25日）	代表取締役社長 砂野 孝明

5-3 災害時等における報道要請に関する協定（県警本部）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県知事が愛媛県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、愛媛県が行う災害応急対策についての報道に関し、愛媛県公安委員会（以下「甲」という。）と株式会社愛媛新聞社（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定める目的とする。

（報道の要請）

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- （1）警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- （2）消防、水防その他の応急措置に関すること
- （3）被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- （4）被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- （5）施設又は設備の応急の復旧に関すること
- （6）保健衛生に関すること
- （7）交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- （8）前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

（要請の手続）

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- （1）報道要請の理由
- （2）必要な報道の内容
- （3）その他の必要な事項

（報道の実施）

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、愛媛県警察本部交通部交通規制課長及び愛媛新聞社編集局長をもってこれに充てる。

（適用）

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙の二者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成8年12月1日

（甲）愛媛県公安委員長

山泉 眞也 印

（乙）株式会社 愛媛新聞社

代表取締役社長 今井 瑠璃男 印

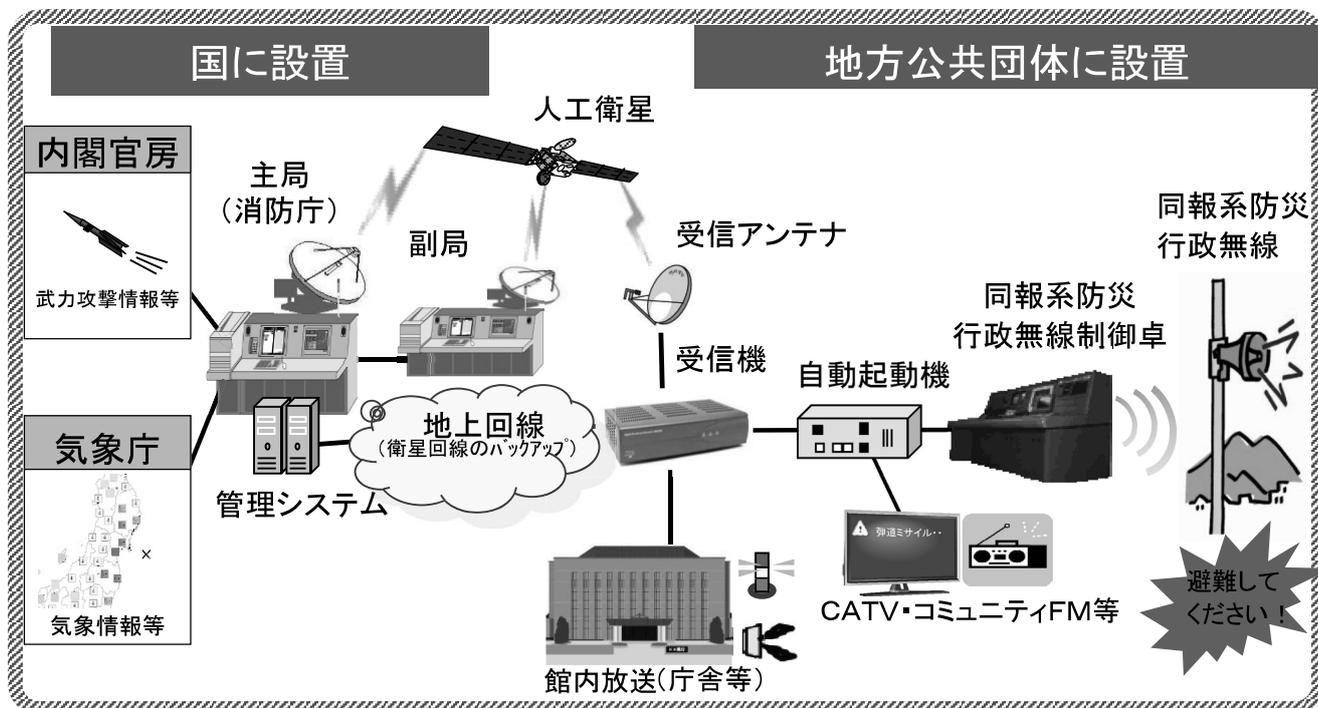
5-4 愛媛県震度情報ネットワークシステム（防災危機管理課）

No	市町名 (旧市町村名)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	観測点所在地 (感震器設置場所)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	市町名 (旧市町村名)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	観測点所在地 (感震器設置場所)	震度計 種別
35	四国中央市(旧伊予三島市)	四国中央市中菅根町	四国中央市中菅根町500	四国中央市中菅根町	四国中央市中菅根町	四国中央市中菅根町500	四国中央市中菅根町500	防科研
36	旧川之江市	四国中央市金生町	四国中央市金生町下分791-2〔川之江文化センター〕	四国中央市金生町	四国中央市金生町	四国中央市金生町下分791-2〔川之江文化センター〕	四国中央市金生町下分791-2〔川之江文化センター〕	県
37	旧新宮村	四国中央市新宮町	四国中央市新宮町新宮461〔新宮総合支所〕	四国中央市新宮町	四国中央市新宮町	四国中央市新宮町新宮461〔新宮総合支所〕	四国中央市新宮町新宮461〔新宮総合支所〕	県
38	旧土居町	四国中央市土居町	四国中央市土居町入野178〔土居総合支所〕	四国中央市土居町	四国中央市土居町	四国中央市土居町入野178〔土居総合支所〕	四国中央市土居町入野178〔土居総合支所〕	県
39	西予市(旧宇和町)	西予市宇和町	西予市宇和町卯之町3-434〔西予市役所〕	西予市宇和町	西予市宇和町	西予市宇和町卯之町3-434〔西予市役所〕	西予市宇和町卯之町3-434〔西予市役所〕	県
40	旧明浜町	西予市明浜町	西予市明浜町高山甲3420〔明浜支所〕	西予市明浜町	西予市明浜町	西予市明浜町高山甲3420〔明浜支所〕	西予市明浜町高山甲3420〔明浜支所〕	県
41	旧三瓶町	西予市三瓶町	西予市三瓶町朝立1番耕地360-1〔三瓶総合支所〕	西予市三瓶町	西予市三瓶町	西予市三瓶町朝立1番耕地360-1〔三瓶総合支所〕	西予市三瓶町朝立1番耕地360-1〔三瓶総合支所〕	県
42	旧野村町	西予市野村町	西予市野村町阿下7-147〔野村中学校〕	西予市野村町	西予市野村町	西予市野村町阿下7-147〔野村中学校〕	西予市野村町阿下7-147〔野村中学校〕	気象庁
43	旧城川町	西予市城川町	西予市城川町下相945〔城川総合支所〕	西予市城川町	西予市城川町	西予市城川町下相945〔城川総合支所〕	西予市城川町下相945〔城川総合支所〕	県
44	東温市(旧重徳町)	東温市具奈良	東温市具奈良530-1〔東温市役所〕	東温市具奈良	東温市具奈良	東温市具奈良530-1〔東温市役所〕	東温市具奈良530-1〔東温市役所〕	県
45	旧川内町	東温市南方	東温市南方281-3	東温市南方	東温市南方	東温市南方281-3	東温市南方281-3	防科研
46	上島町(旧弓削町)	上島町弓削	越智郡上島町弓削下弓削210〔弓削総合支所〕	上島町弓削	上島町弓削	越智郡上島町弓削下弓削210〔弓削総合支所〕	越智郡上島町弓削下弓削210〔弓削総合支所〕	県
47	旧魚島村	上島町魚島	越智郡上島町魚島1番耕地1362-1〔魚島総合支所〕	上島町魚島	上島町魚島	越智郡上島町魚島1番耕地1362-1〔魚島総合支所〕	越智郡上島町魚島1番耕地1362-1〔魚島総合支所〕	県
48	旧生名村	上島町生名	越智郡上島町生名621-1〔生名総合支所〕	上島町生名	上島町生名	越智郡上島町生名621-1〔生名総合支所〕	越智郡上島町生名621-1〔生名総合支所〕	県
49	旧岩城村	上島町岩城	越智郡上島町岩城1427-2〔岩城総合支所〕	上島町岩城	上島町岩城	越智郡上島町岩城1427-2〔岩城総合支所〕	越智郡上島町岩城1427-2〔岩城総合支所〕	県
50	久万高原町(旧久万町)	久万高原町久万	上浮穴郡久万高原町久万212〔久万高原町役場〕	久万高原町久万	久万高原町久万	上浮穴郡久万高原町久万212〔久万高原町役場〕	上浮穴郡久万高原町久万212〔久万高原町役場〕	県
51	旧面河村	久万高原町淡草	上浮穴郡久万高原町淡草2431〔面河支所〕	久万高原町淡草	久万高原町淡草	上浮穴郡久万高原町淡草2431〔面河支所〕	上浮穴郡久万高原町淡草2431〔面河支所〕	県
52	旧美川村	久万高原町東川	上浮穴郡久万高原町東川1428	久万高原町東川	久万高原町東川	上浮穴郡久万高原町東川1428	上浮穴郡久万高原町東川1428	防科研
53	旧柳谷村	久万高原町柳井川	上浮穴郡久万高原町柳井川1923〔柳谷支所〕	久万高原町柳井川	久万高原町柳井川	上浮穴郡久万高原町柳井川1923〔柳谷支所〕	上浮穴郡久万高原町柳井川1923〔柳谷支所〕	県
54	松前町	愛媛松前町筒井	伊予郡松前町大字筒井631〔松前町役場〕	愛媛松前町筒井	愛媛松前町筒井	伊予郡松前町大字筒井631〔松前町役場〕	伊予郡松前町大字筒井631〔松前町役場〕	県
55	砥部町	砥部町宮内	伊予郡砥部町宮内1392〔砥部町役場〕	砥部町宮内	砥部町宮内	伊予郡砥部町宮内1392〔砥部町役場〕	伊予郡砥部町宮内1392〔砥部町役場〕	県
56	旧広田村	砥部町総津	伊予郡砥部町総津1124	砥部町総津	砥部町総津	伊予郡砥部町総津1124	伊予郡砥部町総津1124	防科研
57	内子町(旧五十峰町)	内子町平岡	喜多郡内子町平岡甲168〔内子町役場〕	内子町平岡	内子町平岡	喜多郡内子町平岡甲168〔内子町役場〕	喜多郡内子町平岡甲168〔内子町役場〕	県
58	旧内子町	内子町内子	喜多郡内子町内子1515〔内子分庁〕	内子町内子	内子町内子	喜多郡内子町内子1515〔内子分庁〕	喜多郡内子町内子1515〔内子分庁〕	県
59	旧小田町	内子町小田	喜多郡内子町小田81番地〔小田支所〕	内子町小田	内子町小田	喜多郡内子町小田81番地〔小田支所〕	喜多郡内子町小田81番地〔小田支所〕	県
60	伊方町	伊方町湊浦	西予郡伊方町湊浦1993-1〔伊方町役場〕	伊方町湊浦	伊方町湊浦	西予郡伊方町湊浦1993-1〔伊方町役場〕	西予郡伊方町湊浦1993-1〔伊方町役場〕	県
61	旧瀬戸町	伊方町三机	西予郡伊方町三机乙3003-6〔瀬戸総合支所〕	伊方町三机	伊方町三机	西予郡伊方町三机乙3003-6〔瀬戸総合支所〕	西予郡伊方町三机乙3003-6〔瀬戸総合支所〕	県
62	旧三崎町	伊方町三崎	西予郡伊方町三崎三崎1881	伊方町三崎	伊方町三崎	西予郡伊方町三崎三崎1881	西予郡伊方町三崎三崎1881	防科研
63	松野町	松野町松丸	北宇和郡松野町大字松丸343〔松野町役場〕	松野町松丸	松野町松丸	北宇和郡松野町大字松丸343〔松野町役場〕	北宇和郡松野町大字松丸343〔松野町役場〕	県
64	鬼北町(旧広見町)	愛媛鬼北町近永	北宇和郡鬼北町大字近永1214〔鬼北町防災センター〕	愛媛鬼北町近永	愛媛鬼北町近永	北宇和郡鬼北町大字近永1214〔鬼北町防災センター〕	北宇和郡鬼北町大字近永1214〔鬼北町防災センター〕	県
65	旧日吉村	愛媛鬼北町下鍵山	北宇和郡鬼北町大字下鍵山1463〔日吉支所〕	愛媛鬼北町下鍵山	愛媛鬼北町下鍵山	北宇和郡鬼北町大字下鍵山1463〔日吉支所〕	北宇和郡鬼北町大字下鍵山1463〔日吉支所〕	県
66	愛南町(旧城辺町)	愛南町城辺	南宇和郡愛南町城辺甲2420〔愛南町役場〕	愛南町城辺	愛南町城辺	南宇和郡愛南町城辺甲2420〔愛南町役場〕	南宇和郡愛南町城辺甲2420〔愛南町役場〕	県
67	旧内海村	愛南町柏	南宇和郡愛南町柏487〔内海支所〕	愛南町柏	愛南町柏	南宇和郡愛南町柏487〔内海支所〕	南宇和郡愛南町柏487〔内海支所〕	県
68	旧御柱町	愛南町御柱	南宇和郡愛南町御柱平城3063〔御柱支所〕	愛南町御柱	愛南町御柱	南宇和郡愛南町御柱平城3063〔御柱支所〕	南宇和郡愛南町御柱平城3063〔御柱支所〕	県
69	旧一本松町	愛南町一本松	南宇和郡愛南町広島3535〔一本松支所〕	愛南町一本松	愛南町一本松	南宇和郡愛南町広島3535〔一本松支所〕	南宇和郡愛南町広島3535〔一本松支所〕	県
70	旧西海町	愛南町船越	南宇和郡愛南町船越1289-1〔西海支所〕	愛南町船越	愛南町船越	南宇和郡愛南町船越1289-1〔西海支所〕	南宇和郡愛南町船越1289-1〔西海支所〕	防科研

No	市町名 (旧市町村名)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	観測点所在地 (感震器設置場所)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	市町名 (旧市町村名)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	観測点所在地 (感震器設置場所)	震度計 種別
1	松山市	松山市富久町	松山市富久町277〔西消防署西部支署〕	松山市富久町	松山市富久町	松山市富久町277〔西消防署西部支署〕	松山市富久町277〔西消防署西部支署〕	防科研
2	旧北条市	松山市北条辻	松山市北条辻1170-6〔中央消防署北条支署〕	松山市北条辻	松山市北条辻	松山市北条辻1170-6〔中央消防署北条支署〕	松山市北条辻1170-6〔中央消防署北条支署〕	防科研
3	旧中島町	松山市中島大浦	松山市中島大浦1626〔中島支所〕	松山市中島大浦	松山市中島大浦	松山市中島大浦1626〔中島支所〕	松山市中島大浦1626〔中島支所〕	県
4	今治市	今治市南宝来町二丁目	今治市南宝来町2-1-1〔今治市消防本部〕	今治市南宝来町二丁目	今治市南宝来町二丁目	今治市南宝来町2-1-1〔今治市消防本部〕	今治市南宝来町2-1-1〔今治市消防本部〕	気象庁
5	旧朝倉村	今治市朝倉北	今治市朝倉北甲397〔朝倉支所〕	今治市朝倉北	今治市朝倉北	今治市朝倉北甲397〔朝倉支所〕	今治市朝倉北甲397〔朝倉支所〕	県
6	旧玉川町	今治市玉川町	今治市玉川町三反地甲10〔玉川支所〕	今治市玉川町	今治市玉川町	今治市玉川町三反地甲10〔玉川支所〕	今治市玉川町三反地甲10〔玉川支所〕	県
7	旧波方町	今治市波方町	今治市波方町樋口甲263〔波方支所〕	今治市波方町	今治市波方町	今治市波方町樋口甲263〔波方支所〕	今治市波方町樋口甲263〔波方支所〕	県
8	旧大西町	今治市大西町	今治市大西町宮脇甲506-1〔大西支所〕	今治市大西町	今治市大西町	今治市大西町宮脇甲506-1〔大西支所〕	今治市大西町宮脇甲506-1〔大西支所〕	県
9	旧菊間町	今治市菊間町	今治市菊間町浜822〔菊間支所〕	今治市菊間町	今治市菊間町	今治市菊間町浜822〔菊間支所〕	今治市菊間町浜822〔菊間支所〕	県
10	旧吉海町	今治市吉海町	今治市吉海町八幡137〔吉海支所〕	今治市吉海町	今治市吉海町	今治市吉海町八幡137〔吉海支所〕	今治市吉海町八幡137〔吉海支所〕	県
11	旧宮窪町	今治市宮窪町	今治市宮窪町宮窪2668〔宮窪支所〕	今治市宮窪町	今治市宮窪町	今治市宮窪町宮窪2668〔宮窪支所〕	今治市宮窪町宮窪2668〔宮窪支所〕	県
12	旧伯方町	今治市伯方町	今治市伯方町木浦甲1235〔伯方支所〕	今治市伯方町	今治市伯方町	今治市伯方町木浦甲1235〔伯方支所〕	今治市伯方町木浦甲1235〔伯方支所〕	県
13	旧上浦町	今治市上浦町	今治市上浦町井口6605〔上浦支所〕	今治市上浦町	今治市上浦町	今治市上浦町井口6605〔上浦支所〕	今治市上浦町井口6605〔上浦支所〕	県
14	旧大三島町	今治市大三島町	今治市大三島町宮浦5708〔大三島支所〕	今治市大三島町	今治市大三島町	今治市大三島町宮浦5708〔大三島支所〕	今治市大三島町宮浦5708〔大三島支所〕	県
15	旧関前村	今治市関前岡村	今治市関前岡村甲732〔関前支所〕	今治市関前岡村	今治市関前岡村	今治市関前岡村甲732〔関前支所〕	今治市関前岡村甲732〔関前支所〕	県
16	宇和島市	宇和島市丸穂	宇和島市丸穂978〔天神小学校〕	宇和島市丸穂	宇和島市丸穂	宇和島市丸穂978〔天神小学校〕	宇和島市丸穂978〔天神小学校〕	防科研
17	旧吉田町	宇和島市吉田町	宇和島市吉田町西小路7番地〔吉田支所〕	宇和島市吉田町	宇和島市吉田町	宇和島市吉田町西小路7番地〔吉田支所〕	宇和島市吉田町西小路7番地〔吉田支所〕	県
18	旧三間町	宇和島市三間町	宇和島市三間町宮野下835〔三間支所〕	宇和島市三間町	宇和島市三間町	宇和島市三間町宮野下835〔三間支所〕	宇和島市三間町宮野下835〔三間支所〕	県
19	旧津島町	宇和島市津島町	宇和島市津島町岩松甲471〔津島支所〕	宇和島市津島町	宇和島市津島町	宇和島市津島町岩松甲471〔津島支所〕	宇和島市津島町岩松甲471〔津島支所〕	県
20	八幡浜市	八幡浜市広瀬	八幡浜市広瀬2-889	八幡浜市広瀬	八幡浜市広瀬	八幡浜市広瀬2-889	八幡浜市広瀬2-889	気象庁
21	旧保内町	八幡浜市保内町	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地〔保内庁舎〕	八幡浜市保内町	八幡浜市保内町	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地〔保内庁舎〕	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地〔保内庁舎〕	県
22	新居浜市	新居浜市一宮町	新居浜市一宮町1-5-1〔新居浜市消防本部〕	新居浜市一宮町	新居浜市一宮町	新居浜市一宮町1-5-1〔新居浜市消防本部〕	新居浜市一宮町1-5-1〔新居浜市消防本部〕	気象庁
23	旧別子山村	新居浜市別子山	新居浜市別子山甲347-1〔別子山支所〕	新居浜市別子山	新居浜市別子山	新居浜市別子山甲347-1〔別子山支所〕	新居浜市別子山甲347-1〔別子山支所〕	県
24	西条市	西条市新田	西条市新田183-1〔西条市消防本部〕	西条市新田	西条市新田	西条市新田183-1〔西条市消防本部〕	西条市新田183-1〔西条市消防本部〕	県
25	旧東予市	西条市周布	西条市周布549-1〔西条市民会館〕	西条市周布	西条市周布	西条市周布549-1〔西条市民会館〕	西条市周布549-1〔西条市民会館〕	防科研
26	旧小松町	西条市小松町	西条市小松町新屋敷甲406〔小松総合支所〕	西条市小松町	西条市小松町	西条市小松町新屋敷甲406〔小松総合支所〕	西条市小松町新屋敷甲406〔小松総合支所〕	県
27	旧丹原町	西条市丹原町池田	西条市丹原町池田1733-1〔丹原総合支所〕	西条市丹原町池田	西条市丹原町池田	西条市丹原町池田1733-1〔丹原総合支所〕	西条市丹原町池田1733-1〔丹原総合支所〕	県
28	大洲市	大洲市大洲	大洲市大洲690-1〔大洲市役所〕	大洲市大洲	大洲市大洲	大洲市大洲690-1〔大洲市役所〕	大洲市大洲690-1〔大洲市役所〕	県
29	旧長浜町	大洲市長浜	大洲市長浜町沖浦丙2254〔沖浦公園〕	大洲市長浜	大洲市長浜	大洲市長浜町沖浦丙2254〔沖浦公園〕	大洲市長浜町沖浦丙2254〔沖浦公園〕	防科研
30	旧藍川町	大洲市藍川町	大洲市藍川町山崎城274-1	大洲市藍川町	大洲市藍川町	大洲市藍川町山崎城274-1	大洲市藍川町山崎城274-1	防科研
31	旧河辺村	大洲市河辺町	大洲市河辺町植松548〔河辺支所〕	大洲市河辺町	大洲市河辺町	大洲市河辺町植松548〔河辺支所〕	大洲市河辺町植松548〔河辺支所〕	県
32	伊予市	伊予市下吾川	伊予市下吾川1950-3〔伊予消防本部〕	伊予市下吾川	伊予市下吾川	伊予市下吾川1950-3〔伊予消防本部〕	伊予市下吾川1950-3〔伊予消防本部〕	防科研
33	旧中山町	伊予市中山町	伊予市中山町出洲2番耕地138-1〔中山地域事務所〕	伊予市中山町	伊予市中山町	伊予市中山町出洲2番耕地138-1〔中山地域事務所〕	伊予市中山町出洲2番耕地138-1〔中山地域事務所〕	県
34	旧双海町	伊予市双海町	伊予市双海町上瀬甲5821-6〔双海地域事務所〕	伊予市双海町	伊予市双海町	伊予市双海町上瀬甲5821-6〔双海地域事務所〕	伊予市双海町上瀬甲5821-6〔双海地域事務所〕	県

5-5 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要(防災危機管理課)

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報などの緊急情報を、人工衛星を通じて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村防災行政無線(同報系)等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステム。



【J-ALERTで配信される情報一覧】

	情報の種別	同報無線等を自動起動するもの	市町村の設定により同報無線等を自動起動できるもの
1	弾道ミサイル情報	○	
2	航空攻撃情報	○	
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	
4	大規模テロ情報	○	
5	その他の国民保護情報	○	
6	緊急地震速報	○	
7	大津波警報(※)	○	
8	津波警報	○	
9	噴火警報(居住地域)(※)	○	
10	噴火速報	○	
11	気象等の特別警報(※)	○	
12	東海地震予知情報		○
13	東海地震注意情報		○
14	震度速報		○
15	津波注意報		○
16	噴火警報(火口周辺)		○
17	気象等の警報		○
18	土砂災害警戒情報		○
19	竜巻注意情報		○
20	記録的短時間大雨情報		
21	指定河川洪水予報		
22	東海地震に関連する調査情報		
23	震源・震度に関する情報		
24	噴火予報		
25	気象等の注意報		

5-6 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（技術企画室）

【(一社)愛媛県建設業協会】

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告。

(2) 障害物の除去及び応急復旧。

(3) その他甲が必要とする業務。

（応急対策業務施工者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する地方局長（以下「所管地方局長」という。）の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を所管地方局長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(2)及び(3)については甲が負担するものとし、(1)について甲は負担しないものとする。

（補償）

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対

する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を適用する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。

(3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

2 第3条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により所管地方局長に報告し、その処置について双方協議するものとする。

（細目）

第9条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成16年9月14日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 加戸守行

松山市二番町4丁目4番地4

乙 社団法人愛媛県建設業協会

会長 有光 和雄

【愛媛県建設産業団体連合会】

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県建設産業団体連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務及び対象団体）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 障害物の除去及び応急復旧

(3) 応急復旧に係る調査、測量及び設計

(4) 応急対策に必要な資材及び機材の提供

(5) その他甲が必要とする業務

2 本協定の対象となる乙の加盟団体（以下「対象団体」という。）及び具体的な応急対策業務は、別表のとおりとする。

（応急業務施工者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する地方局長（以下「所管地方局長」という。）の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を所管地方局長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第5号に係るものについては甲が負担するものとし、第1号に係るものについては甲は負担しないものとする。

（補償）

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を適用する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。

(3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

2 第3条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により所管地方局長に報告し、その処置について双方協議するものとする。

（細目）

第9条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月19日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

行

守

戸

加

事

知

事

務

課

愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

乙 愛媛県建設産業団体連合会

会

長

田

野

田

毅

別表（第3条関係）

対象団体及び応急対策業務

団体名	応急対策業務
(社)愛媛県測量設計業協会	○公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告並びに応急復旧に係る調査、測量及び設計 ○その他甲が必要とする業務
四国地質調査業協会 愛媛支部	○公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告並びに応急復旧に係る調査、設計及びボーリング関連工事に係る応急復旧 ○その他甲が必要とする業務
(社)愛媛県電設業協会	○公共土木施設の照明設備、電光掲示設備、排水ポンプ設備、その他電気設備等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに障害物の除去及び応急復旧 ○応急対策に必要な発電機、投光器等電気関係資機材の提供 ○その他甲が必要とする業務
(社)日本造園建設業協会 愛媛県支部	○公共土木施設の樹木、緑地、修景施設等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに倒木等障害物の除去及び応急復旧 ○その他甲が必要とする業務
(社)全国道路標識・標示業協会 四国支部 愛媛県協会	○公共土木施設の標識、防護柵、その他交通安全施設等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに障害物の除去及び応急復旧 ○応急対策に必要な標識、防護柵、その他交通安全資機材等の提供 ○その他甲が必要とする業務
(社)全国特定法面保護協会 四国地方支部	○公共土木施設の法面災害等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに浮石、落石、倒木等障害物の除去及び応急復旧 ○その他甲が必要とする業務
愛媛県法面工事業協同組合	○公共土木施設の法面災害等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに浮石、落石、倒木等障害物の除去及び応急復旧 ○その他甲が必要とする業務

(注) ここでいう公共土木施設とは、甲が管理する道路、河川、港湾、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、都市公園に係る施設及び区域をいう。

5-7 大規模災害時における救援支援活動に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県隊友会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時に必要な救援支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時における、住民の安全を確保するため、甲が乙に対して、災害救援に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認められるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策物資等の輸送支援活動
- (2) 負傷者等の救出・救護支援活動
- (3) 避難所の運営支援活動
- (4) その他災害応急対策支援活動

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、要請業務を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を様式第2号により甲に提出するものとする。

2 甲は、第2条の規定により救援活動を要請したときは、関係市町、警察、消防等関係機関にその旨を通知するものとする。
(費用の負担)

第5条 第4条の規定により、乙が実施した業務に要した燃料費及びその他の経費は、甲が負担する。ただし、人件費は除くものとする。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。
(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
(免責事項)

第7条 乙の業務実施により生じた乙の事故等に対しては乙の責に帰するものとし、甲は、その責を負わない。
(救援活動可能能力の報告)

第8条 乙は、毎年4月1日現在の人員等救援活動可能能力を甲に報告するものとする。
(担当者等の報告)

第9条 甲と乙は、様式第3号により、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。
(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。
(有効期間)

第11条 この協定は、平成17年11月17日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年11月17日

様式第1号

派遣要請書

甲 愛媛県
知事 加戸守行
松山市一番町4丁目4番地2

第 年 月 日
平成

乙 愛媛県隊友会
会長 重松 恵三
松山市三番町8丁目352-1
自衛隊愛媛地方連絡部内

愛媛県隊友会
会長 殿

愛媛県知事

大規模災害時における救援支援活動の要請について

「大規模災害時における救援支援活動に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する救援支援活動

要請する期間	活動区域及び活動内容	派遣規模

様式第2号

措置状況報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事

殿

愛媛県隊友会
会長

「大規模災害時における救援支援活動に関する協定」第4条の規定に基づき、当会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

救援支援活動実施状況

活動可能期間	活動区域及び活動内容	派遣規模

様式第3号

担当者連絡先報告書

平成 年 月 日

殿

「大規模災害時における救援支援活動に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所 属	担当者名	電話 (FAX) 番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注) 電話 (FAX) 番号は、緊急時に連絡可能なものを記載

5-8 大規模災害発生時等の支援に関する協定

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と愛媛県警友会連合会（以下「乙」という。）は、大規模災害、大規模警備警護準備を要する事案その他警察職員の大量動員を要する事案の発生時（以下「大規模災害発生時等」という。）における警察業務の円滑な推進を確保するための支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時等において乙から支援を得ることで、甲の警察業務をより円滑に推進することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時等において、必要があると認めるときは、乙に対し支援を要請するものとする。

2 前項の規定による支援要請は、支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等によることができる。

3 甲は、第1項の規定による支援要請について変更が生じたとき又はその必要がなくなったときは、その都度、乙に通知するものとする。

（支援員の選定）

第3条 前条第1項の規定による支援要請を受けた乙は、原則として愛媛県警察安全協力員運用要綱（平成20年12月26日付け例規警第1606号、生企第1595号、交企第398号、備第566号。以下「要綱」という。）に規定する愛媛県警察安全協力員（以下「警察安全協力員」という。）の中から支援員を選定し、甲に通知するものとする。

（その他）

第4条 要綱に基づく警察安全協力員の運用については、従前のおりとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して30日前までに、甲及び乙のいずれからも特別の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自の1通を保有する。

平成26年 8月 1日

甲 愛媛県警察本部長
警視長 川 邊 俊 一

乙 愛媛県警友会連合会
会 長 渡 邊 滋 夫

別記様式（第2条関係）

年 月 日

愛媛県警友会会長 殿

愛媛県警察本部長

支 援 要 請 書

事 案 名	
活 動 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
活 動 場 所	
必 要 人 員	
活 動 内 容	
備 考	

大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊松山駐屯地中部方面特科隊との相互協力に関する協定

愛媛県警察（以下「甲」という。）と陸上自衛隊松山駐屯地中部方面特科隊（以下「乙」という。）は、大規模災害（甲及び乙の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。以下同じ。）に際し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、甲と乙の相互協力に関し、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、大規模災害に際し、甲及び乙がその任務を遂行するため、相互の連絡調整並びに警察官等（県警察職員及び県警察装備をいう。）及び乙の大規模災害の発生地その他の目的地（以下「被災地等」という。）への迅速な移動に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（大規模災害に際しての協力の内容）

第2条 この協定に定める相互協力の内容は、「情報交換」、「連携のための調整」及び「移動のための協力」とする。

1 情報交換

- (1) 甲及び乙は、速やかに大規模災害に係る情報を収集し、相互に提供するものとする。
- (2) 乙は、甲が情報収集するに当たり、県警察職員の自衛隊の航空機への同乗及びその他の必要な協力を行うものとする。

連携のための調整

- (1) 甲及び乙は、被災地等における人命救助及びその他の救助活動又は事態への対応（以下「救援活動等」という。）をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。
- (2) 連携のための調整は、甲及び乙で現地指揮所等を受け、原則として甲の指揮所において調整のための会議を行うものとする。

3 移動のための協力

- (1) 乙は、救援活動等を行うことを命ぜられた警察官等の愛媛県内の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該警察官等の輸送協力を行うものとする。
- (2) 甲は、災害派遣を命ぜられた乙が愛媛県内において移動する際に、先導その他当該部隊の被災地等への迅速な移動を確保するために必要な協力を行うものとする。

4 救助活動等における相互協力

甲及び乙は、救助活動等を行うため、相互に積極的に協力するものとする。
（平素の連絡調整）

第3条 甲と乙は、大規模災害に際し、迅速かつ適切にその任務を遂行することができように、平素から連絡調整を行うものとする。

（協議）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成30年10月1日から実施する。
- 2 大規模災害に際しての甲と乙との相互協力に関する協定（平成18年4月3日付け協定）は、廃止する。

平成30年10月1日

甲 愛媛県松山市南瑞端町2番地2

愛媛県警察本部長

松 下



乙 愛媛県松山市南梅本町乙115番地

陸上自衛隊松山駐屯地司令

1等陸佐

内 野 敏 希



策定の背景

○東日本大震災の教訓

- ・命を守ることを最優先に「減災」の考え方を基本とし、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることが必要
- ・「想定外」を繰り返さないよう、あらゆる可能性を考慮して対策を講じることが必要

○国の動き

- ・災害対策基本法の改正
- ・防災基本計画の修正
- ・南海トラフ巨大地震を対象とした地震被害想定
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定

○本県の対応

- ・地震被害想定調査の実施

◆想定地震

- ・南海トラフ巨大地震
- ・安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）
- ・讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震
- ・石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震
- ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

◆想定結果（南海トラフ巨大地震）

【地震動】県内ほぼ全域で震度6弱以上、13市町で最大震度7
 【津波】各市町を代表する港の最高津波水位は、宇和海沿岸で7～9m程度、瀬戸内海沿岸で3～4m程度
 県内の最高津波水位は21.3m（伊方町名取西海岸）
 県全体の浸水面積は11,995ha

◆被害推計（南海トラフ巨大地震）

【死者数】16,032人
 【全壊・焼失棟数】243,628棟
 【経済被害】16.2兆円

- ・愛媛県地域防災計画の修正
 東日本大震災の教訓や他の災害から得られた知見等を反映
- ・各種防災・減災対策の実施

アクションプランの内容

○想定地震

南海トラフ巨大地震

○策定の目的

東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、本県の地震被害想定調査の結果などを踏まえ、本アクションプランを策定し、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進していくことにより、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震の被害から県民の生命を守り、被害を最小限に抑える。

○施策の柱

- I 被害軽減対策の推進
 ～ 地震・津波から県民の生命を守るために ～
- II 災害応急体制の確立
 ～ 発災後の被害拡大を防ぐために ～
- III 復旧・復興体制の確立
 ～ 県民の生活を速やかに再建するために ～

○計画期間

平成27年度から令和7年度までの約10年間

○減災目標

想定される死者数を10年間で概ね8割減少させる

○施策体系

減災目標の達成に向け、3つの施策の柱のもと8つの基本政策、36の施策項目、181の実施項目に体系化、各実施項目は具体的な施策内容と年度計画を明示、可能な限り数値目標を設定

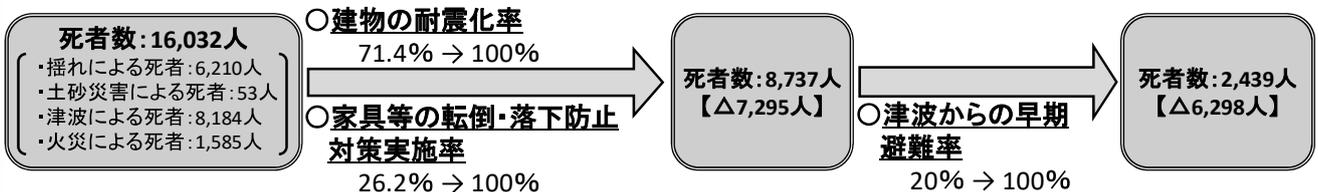
○数値目標

減災目標を達成するため124の数値目標を設定



(参考) 減災効果例

本県の地震被害想定調査では、人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震において、仮に下図の対策を講じた場合、死者が16,032人から2,439人まで「約85%」軽減できると推計している。



5-1-1 地理空間情報の活用促進のための協力のに関する協定書

(技術企画室)

国土地理院と愛媛県は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び愛媛県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び愛媛県は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び愛媛県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力量法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び愛媛県は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び愛媛県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び愛媛県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月21日

表城県つくば市北郷一番
国土交通省国土地理院長

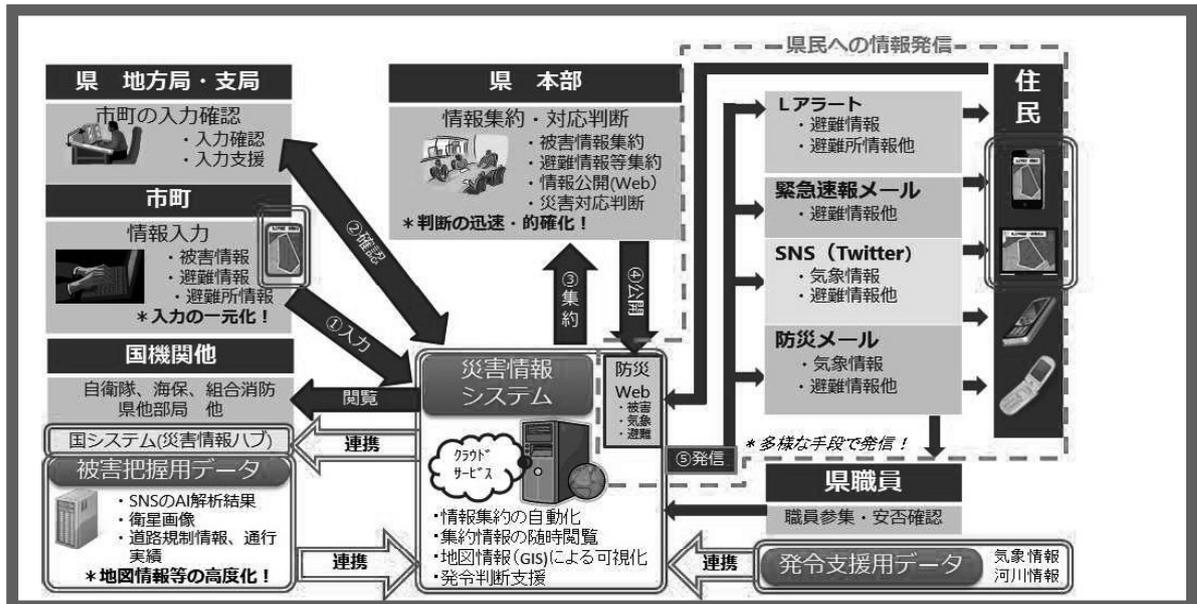
岡本 博

愛媛県松山市一番町4丁目4-2
愛媛県知事

中村 時広

5-12 愛媛県災害情報システムの概要（防災危機管理課）

災害時において、市町等から被害情報等を迅速に集約し、関係者で共有するとともに、住民へ多様な手段で確実に伝達するシステム



【システムの機能】

◆ 情報集約の迅速・可視化

迅速に集約された地図情報などの可視化された被害の詳細情報を関係者で共有し、的確・迅速な災害対応判断が可能

- ・ 被害情報の集約、取りまとめ資料作成
- ・ 地図情報（GIS）や県内市町の被害状況一覧での災害情報の共有
- ・ 市町が発令する避難指示等の避難情報や避難所開設情報等の管理 等

◆ 住民への確実・迅速な伝達

現在の防災メールやホームページ、SNSなどにスマートフォンアプリも加え、伝達手段の多様化を図り、確実・迅速に伝達

1 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、防災・減災対策を中心とした活力のある地域づくりを図ることにより、『強く、しなやかで、美しい「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」』を目指し、計画を策定する。

2 基本目標

1の基本理念を達成するため、次の4項目を基本目標として掲げる。

- ① すべての人命の確保が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ すべての被害の迅速な復旧復興が図られること

3 計画期間

本計画は、『「えひめ震災対策アクションプラン」』と連携して推進することとし、計画期間は、同プランと同様、令和7年度までとするほか、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じ見直しを実施する。

4 対象とする自然災害（リスク）

本県の地域特性を踏まえ、甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの自然災害を対象とする。

- (1) 南海トラフ地震
- (2) 台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等も含む）

5 脆弱性の評価

4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」を設定して、脆弱性の評価を実施した。

6 強靱化の推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」ごとの強靱化の推進方針を84項目に整理するとともに、施策の達成度・進捗状況を把握するため、項目ごとに203の重要業績指標（再掲を含む）を設定した。

7 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、『「起きてはならない最悪の事態」のうち15項目を重点化プログラムとして設定した。

8 計画の推進

PDC Aサイクルにより、計画の進捗管理や見直しを実施していく。

9 その他

国の国土強靱化関係交付金・補助金の重点配分・優先採択等に対応するため、事業名等を明記した取組一覧を令和元年度末の中間見直し時に整理し、毎年度の国予算の状況に応じて更新していく。

5-1-4 災害情報の放送等に関する協定（県警本部）

付 則

この協定は、平成27年9月4日から施行する。

株式会社エフエム愛媛（以下「甲」という。）と愛媛県警察本部（以下「乙」という。）は、災害情報の放送及び通信に関する協定を次のとおり締結する。

平成27年9月4日

（目 的）

第1条 この協定は、甲および乙が災害に関する情報を広く県民に提供し、災害から県民を守ることを目的とする。

（放送等による情報提供）

第2条 乙は、県民の生命・身体の安全を確保するため、災害対策本部が設置されるような事象が発生し、かつ甲の放送や通信による情報提供が必要と認められる場合は、甲に対してラジオ放送等を通じて情報発信を依頼するものとする。

2 甲は、乙から発信を依頼された前項の情報に關し自主的判斷に基づき放送・発信するものとする。

（県民からの情報）

第3条 甲は、電話やメール等を通じて、甲に寄せられた地域の異常や被災に関する情報を必要に応じて、乙に確認を求めることとする。

2 乙は、甲から寄せられた情報の事実確認を行い、必要があれば第2条に従い、甲に情報発信を依頼するものとする。

（配慮事項）

第4条 第2条により、情報提供する内容については、乙がその責任を負うものとする。ただし、甲が当該内容と異なるものを放送・発信した場合は、甲がその責任を負うものとする。

2 甲および乙は、この協定を通じて知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしはならない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名押印のうち、それぞれ1通を保有するものとする。

甲 株式会社エフエム愛媛
代表取締役社長 砂野 孝明

乙 愛媛県警察本部
本部長 伊藤 昇一

5-1-4 災害情報の放送等に関する協定（県警本部）

付 則

この協定は、平成27年9月4日から施行する。

南海放送株式会社（以下「甲」という。）と愛媛県警察本部（以下「乙」という。）は、災害情報の放送及び通信に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲および乙が災害に関する情報を広く県民に提供し、災害から県民を守ることを目的とする。

（放送等による情報提供）

第2条 乙は、県民の生命・身体の安全を確保するため、災害対策本部が設置されるような事象が発生し、かつ甲の放送や通信による情報提供が必要と認められる場合は、甲に対してラジオ放送のほか、ホームページやスマートフォンアプリ、SNS等での情報発信を依頼するものとする。

2 甲は、乙から発信を依頼された前項の情報に関し自主的判断に基づき放送・発信するものとする。

（県民からの情報）

第3条 甲は、電話やメール、スマートフォンアプリ等を通じて、甲に寄せられた地域の異常や被災に関する情報を必要に応じて、乙に確認を求めることとする。

2 乙は、甲から寄せられた情報の事実確認を行い、必要があれば第2条に従い、甲に情報発信を依頼するものとする。

（配意事項）

第4条 第2条により、情報提供する内容については、乙がその責任を負うものとする。ただし、甲が当該内容と異なるものを放送・発信した場合は、甲がその責任を負うものとする。

2 甲および乙は、この協定を通じて知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしなくてはならない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

甲 南海放送株式会社

代表取締役社長 田中 和彦

乙 愛媛県警察本部

本部長 伊藤 昇一

情報提供ネットワーク構築に関する協定

情報提供ネットワーク構築に関する協定

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）と徳島県、香川県、愛媛県又は高知県のうちいずれか一の県（以下「乙」という。）は、情報提供ネットワークにより、甲が管理する映像情報等の提供及び乙国（内閣府）の災害対策本部又は警戒本部若しくは現地対策本部（以下「内閣府」という。）が収集した映像情報等の共有に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が総合的防災体制の強化・効率化を図ることを目的として、情報提供ネットワークを利用し、甲が管理する映像情報等を提供及び内閣府が収集した映像情報等を甲と乙が共有する場合の基本的事項を定めるものである。

（提供する映像情報等）

第2条 この協定に基づき、甲が提供する映像情報等の種類は、別途定める細目協定によるものとする。

（共有する映像情報等）

第3条 この協定に基づき、甲と乙が共有する内閣府が収集した映像情報等の種類は、別途定める細目協定によるものとする。

（映像情報等の活用）

第4条 この協定に基づき甲が提供する映像情報等は、乙が活用できるものとする。ただし、第1条に規定する目的以外のために活用する場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。なお、内閣府が収集した映像情報等の活用については、別途定める細目協定によるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく甲の映像情報等の提供及び内閣府が収集した映像情報等の共有に必要な施設（以下「施設」という。）の設置に要する甲及び乙の費用負担については、施設の責任分界点に基づくことを原則とし、別途定める細目協定によるものとする。
2 前項の費用負担の原則を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（財産の帰属）

第6条 施設の財産権は、甲の設置するものにあつては甲に帰属し、乙の設置するものにあつては乙に帰属するものとする。
2 この協定に基づき甲が提供する映像情報等について、乙が複製等を必要とする場合には、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

平成24年1月

この協定締結の証として、本書5通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年1月31日



甲 高松市サンポート3番33号
国土交通省四国地方整備局長

川崎正



乙 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県知事

飯泉嘉



乙 高松市番町4丁目1番10号
香川県知事

浜田恵



乙 松山市一番町4丁目4番地2号
愛媛県知事

中村時



乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事

尾崎正

(映像情報等の提供及び共有に係る責任)

第7条 甲又は乙は、次に掲げる事由により甲の映像情報等の提供及び内閣府が収集した映像情報等の共有を一時的に停止することができるものとし、停止した場合にあっては、乙又は甲にその責任を問わないものとする。

一 天災その他の不可抗力による甲又は乙の施設の故障

二 甲又は乙の施設の保守又は点検

(ネットワークセキュリティの確保)

第8条 乙は、甲が設置する施設に接続する施設等について、ネットワークセキュリティの確保に万全を期するものとする。なお、乙にセキュリティ上の問題が発生した場合は、甲は問題が解決するまで情報提供ネットワークを切断出来るものとする。

(第三者への映像情報等の提供)

第9条 甲から提供を受けた映像情報等を乙が第三者に提供する場合の取扱いについては、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年1月31日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続きこの協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

附 則

1. この協定は、平成18年2月17日から施行する。
2. この協定は、平成24年1月31日に改定する。

5-1-16 大規模災害発生時における技術支援及び共同研究に関する協定

【特定非営利活動法人 愛媛県建設技術支援センター】

愛媛県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター（以下「乙」という。）とは、愛媛県内において地震、津波及び豪雨等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、迅速かつ適切な災害応急対策等を行うことを目的として、乙が有する人材・資機材・専門的な知識を活用し、乙が甲に対して技術的な支援（以下、「技術支援」という。）を実施するため、及び愛媛県に限らず他の都道府県（以下、「他県」という。）で大規模災害が発生した場合、被災地の公共土木施設の被災・復旧状況等を調査・分析し、愛媛県に適用可能な災害応急対策方法を共同研究するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に対して技術支援を求めるときに必要な事項及び共同研究に必要な事項を定めるものとする。

（技術支援の協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、乙に対して技術支援の協力を要請することができるものとする。なお、要請は文書により行うものとするが、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、甲に対して速やかに文書にて支援の可否を回答し、派遣が可能な技術者を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により回答し、その後速やかに文書により行うものとする。

（提供可能な技術等）

第3条 乙は、提供可能な技術等について、あらかじめ選定しておくものとする。

（技術支援）

第4条 甲が乙に対し協力を要請する技術支援は、次に示す事項とする。

- (1) 公共土木施設の災害応急対策等に関する事項
- (2) 被災宅地危険度判定等の有資格業務に関する事項
- (3) その他、甲が必要とする技術支援に関する事項

（共同研究）

第5条 甲及び乙は、次の研究について共同で実施する。なお、実施にあたっては、甲乙協議により決定するものとする。

- (1) 他県において大規模災害が発生した場合における、被災地の公共土木施設の被災・復旧状況等の調査・分析及び愛媛県に適用可能な災害応急対策方法等についての研究

（費用の負担）

第6条 第4条及び第5条の実施に要する経費については、原則として乙が負担するものとする。ただし、第4条の事務実施に要する事務機器、現地調査のための車両及び執務室に要する費用について並びに第5条の甲に要する費用については、甲が負担するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、この協定に基づき技術支援及び共同研究を行う場合において知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（細目）

第8条 この協定に基づく技術支援を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲
松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県

知事

乙
松山市一番町4丁目1番地2
特定非営利活動法人
愛媛県建設技術支援センター

理事長

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領
 本要領は、平成29年4月11日付け総行市第26号、消防災第51号「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について（以下「通知」という。）」の具
 体的な取り扱いを定めたものである。

1 本県の担当部署について

県の担当部署については、別添1、市町の担当部署については、別添2のとおり

2 報告の流れについて

震度6弱以上の地震を観測した市町は、別紙1の様式により管轄の地方本部（支
 部）へ、報告を受けた地方本部（支部）は、県本部へ報告するものとする。

3 報告にあたっての留意事項

(1) 市町

震度6弱以上の地震を観測した市町は、1の担当部署から1に示す管轄の地方
 本部（支部）へ災害情報システムの文書フォルダ機能を利用して報告する。

なお、停電等により災害情報システムが使用できない場合は、FAXを用い、
 FAXが使用できない場合は、電話等によって報告する。

(2) 地方本部（支部）

報告を受けた地方本部（支部）は、災害情報システムの文書フォルダ機能によ
 り県本部へ報告する。その際、管轄の市町の報告が全て揃うのを待つことなく、
 その都度報告する。

通知II1の職員の現地派遣等の担当については、愛媛県災害時情報収集職員派
 遣要領第5条第2項の指名職員が行う。なお、市町からの連絡を確認できないと
 いうことは、情報通信手段を喪失し、当該市町に甚大な被害の発生が想定される
 ことから、職員を派遣することとした場合は、災害情報システム、電話等によっ
 て県本部に確実にその旨を伝達する。

(3) 県本部

震度6弱以上の地震が発生した場合、県本部統括司令部統括調整・指令室情報
 システム運用班は、災害情報システムの設定に併せ、市町からの報告様式の提出
 先となる文書フォルダを作成する。

フォルダ名及び階層

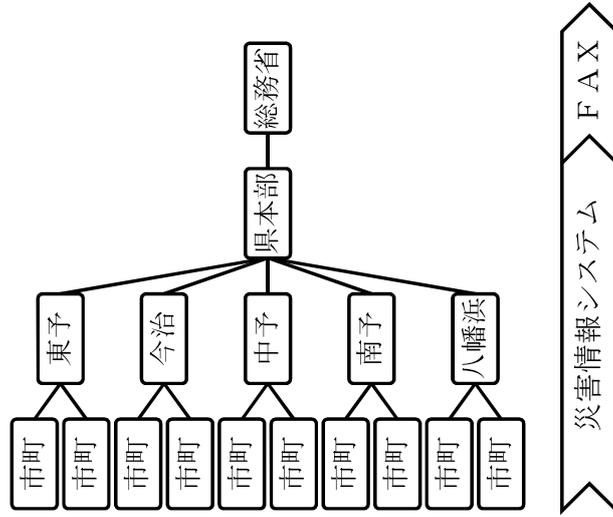
行政機能確保確認

- ├── 1 地方本部（支部）→県
- └── 2 市町→地方本部（支部）

県本部統括司令部統括調整・指令室情報収集・連絡班は、発災後12時間まで
 は、地方本部（支部）から報告のあった案件をまとめて、12時間を超えてからは
 報告のあったその都度、総務省市町村課へFAXを用いて報告する。

FAXが使用できない場合は、電話等により報告する。
 総務省市町村課 FAX 03-5253-5592
 TEL 03-5253-5516

参考 フロー図



ヘリテレ映像の提供に関する協定

災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県警察本部（以下「乙」という。）との間で、愛媛県警察ヘリコプターテレビ伝送システム映像（以下「ヘリテレ映像」という。）の提供に関し、次のとおり協定する。

（要請及び提供）

第1条 甲は、ヘリテレ映像の提供を要請する場合は、乙に対して必要性及び場所を明示するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、支障のない限りにおいてヘリテレ映像を提供するものとする。

（映像の取扱い要件）

第2条 甲は、乙に許可なく、ヘリテレ映像（ビデオテープその他の映像記録媒体によるものも含む。）を報道機関その他の機関に提供してはならない。

2 甲は、前項の規定に反した場合は、一切の責任を負うものとする。

（協議）

第3条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成17年 9 月 1 日

甲 愛媛県知事

加 戸 守 行

乙 愛媛県警察本部長

栗 野 友 介

大規模災害時等の情報伝達の協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県CATV協議会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）における情報伝達の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害時等において、乙及びその会員企業等が保有する通信機材及び通信網等を活用して情報伝達を行うことにより、甲の情報収集体制の確保に協力し、もって県民の安全確保に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 乙は、前条の情報収集体制の確保のため、甲の要請に基づき、次の各号に掲げる事項について、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

- (1) 甲が応急対応のため必要とする映像等の伝送に係る優先的に対応
 - (2) 前号の対応の実施にあたって必要となる人員の派遣及び資機材の提供
 - (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の項目は、甲乙間で協議のうえ、追加又は変更することができる。
- 3 乙が行う協力の具体的内容は、その都度、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(要請)

第3条 甲は、前条第1項に規定する事項について協力を求める必要があると判断したときは、乙に対し、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(甲の支援)

第4条 甲は、乙が第2条第1項に掲げる事項を実施する場合、乙に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 映像等の伝達の実施にあたって必要となる関係機関との調整
- (2) 人員を派遣する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整

(報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき実施した業務を完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

大規模災害時等の情報伝達の協力に関する協定

愛 媛 県
愛媛県CATV協議会

(訓練)

第6条 乙は、本協定に基づき協力を円滑に実施するため、甲が実施する総合防災訓練等において、情報伝達に係る訓練の実施に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づき協力を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知しなければならない。連絡責任者に変更があったときも同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から廃止または変更の申し出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定の履行に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、双方署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年3月23日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市大手町1丁目11-4
愛媛県CATV協議会

会長 宮内 隆

5-20 (防災危機管理課)

災害時等における無人航空機の協力に関する協定書

愛媛県(以下「甲」という。)とえひめドローン安全協議会(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)で規定する災害、その他重大な事件・事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における無人航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。)による協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲から乙に対して行う、無人航空機の活用に係る協力要請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等で必要があると認めるときは、乙に対して、無人航空機による協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協力の内容、期間等を明らかにし、「協力要請書(様式第1号)」により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行うものとし、後日、速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

(協力業務)

第3条 甲が、乙に対して協力を要請する業務(以下「協力業務」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 無人航空機による静止画・動画の撮影
- (2) (1) による情報収集・データの提供
- (3) その他甲が必要と認めるもの

(協力業務の実施)

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力要請を受けたときは、可能な範囲で、協力業務に必要な無人航空機及び人員を出動させ、甲が指定する現場指揮者の指示に従って業務を実施するものとする。

(協力業務の報告)

第5条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を「協力業務実施報告書(様式第2号)」により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 協力業務に要した費用については、当該災害時等の発生直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上で決定し、甲が負担するものとする。

(保険の加入等)

第7条 乙は、協力業務の実施に当たり、必要な保険(損害保険等)に加入している無人航空機を使用するものとする。

2 乙の保有する無人航空機が協力業務中に破損、損失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。

(事故発生時の責任負担)

第8条 この協定に基づく協力業務に係る事故発生時の責任は乙が負い、乙の名で、誠実に処理することとする。

(個人情報保護)

第9条 甲及び乙は、この協力業務の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、協力業務上で知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(訓練等の実施)

第10条 乙は、平時より、甲が本協定に基づく災害時等を想定した訓練等への参加に努め、本協定の実効性の向上に努めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、「連絡責任者届(様式第3号)」により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から文書による協定終了の意思表示がない限り、同一の条件で更に1年間継続するものとし、その後においても同様とする。

様式第1号 (第2条関係)

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

協 力 要 請 書

年 月 日

(被要請者)

令和4年10月24日

様

(要請者)

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙 愛媛県松山市間屋町6-21
えひめドローン安全協議会
会長 大野 茂

「災害時等における無人航空機の協力に関する協定書」第2条第2項に基づき、下記のとおり協力要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	期間	場所	備考

3 問合せ先
(組織名称・担当者名)
電話番号
FAX番号
メールアドレス

以 上

協力業務実施報告書

年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「災害時等における無人航空機の協力に関する協定書」第5条に基づき、年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告します。

記

1 履行した内容	協力の内容	期間	場所	備考

2 問合せ先
 (組織名称・担当者名)
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス

以 上

連絡責任者届

【愛媛県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【えひめドローン安全協議会】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：